

総務委員会審査日程表

日時 令和 8 年 6 月 1 8 日（木）

午前 9 時 5 0 分開議

場所 第 3 ・ 4 委員会室

- 第 1 陳 情 第 7 号 優秀な流山市役所全職員へのさらなる「専門性」を希求する陳情書
- 第 2 議案第 3 0 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 3 議案第 3 1 号 令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）

議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第 3 4 号 流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 5 号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）
- 第 7 所管事務の継続調査について

1. 専決処分の趣旨

本市の「情報システム基盤」（仮想基盤）は、国が求める情報セキュリティ基準に基づき、庁内の業務系ネットワーク（LGWAN）とインターネット利用環境を1台の端末内で安全に完結させるための極めて重要なインフラです。市民や事業者とのメール連絡やホームページによる情報発信といった「情報伝達手段の根幹」を担うとともに、施設予約や電子申請など、市民生活を支える複数の業務システムを稼働させています。

令和9年2月末に現行システムの保守期限を迎えるにあたり、次期システムへの更新に向けた準備を進めてまいりましたが、昨今の急激な半導体等の市場環境の変動に伴い、調達経費が当初の想定を大幅に上回る（約2倍）事態が生じました。

さらに、システムを構成するサーバー等の物理機器の大幅な納期遅延（8ヶ月以上）により、保守期限までに新システムの稼働が間に合わず、故障時などに市民サービスが長期間停止する懸念がありました。

この保守期限までの限られた期間において、既存の複雑なシステムを停止することなく、安全に移行するためには、現行環境を熟知し技術的ノウハウを有する現行事業者との契約が不可欠でした。

あわせて、市民サービスの安定的な継続を担保するには、本市へのさらなる追加負担の発生を防ぎ、直ちに調達を決定する必要がありました。

そのため、緊急の措置として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を講じたものです。

2. 専決処分の内容（予算措置）

令和9年3月の新システム稼働を前提として、以下の予算措置を行いました。

令和8年度 一般会計補正予算（歳出）
款02 項01 目01 一般管理費 事業：全庁LAN整備事業
（令和9年3月稼働に伴う1ヶ月分の増額）

・11節 機器保守料	（変更前）：	80万3,000円（税込み）	
	（変更後）：	82万5,000円（税込み）	（2万2,000円の増額）
・13節 機器使用料	（変更前）：	946万3,410円（税込み）	
	（変更後）：	1,843万6,660円（税込み）	（897万3,250円の増額）
合計	（変更前）：	1,026万6,410円（税込み）	
	（変更後）：	1,926万1,660円（税込み）	（899万5,250円の増額）

債務負担行為の補正（変更）
事項：インターネット分離対策機器保守事業
期間：令和8年度～令和13年度（59ヶ月分 ※期間の変更なし）

限度額（変更前）：	6億 571万9,000円（税込み）
限度額（変更後）：	11億3,643万9,000円（税込み）（5億3,072万円の増額）

3. 専決処分に至るタイムライン

時期	市	事業者
[昨年度の経緯：当初予算編成時における手続き]		
令和7年9月	次期環境への移行に向け、複数社に対して予算見積り徴取を実施。	現行事業者以外の全社から見積り辞退の回答。
令和8年3月	現行事業者からの見積りを参考に、令和8年度当初予算を編成。議会にて可決（3月24日）。	
[3月下旬：事態の判明と構成見直しの指示]		
3月19日		半導体不足等に伴う「8ヶ月以上の納期遅延」と「価格高騰」の報告。
3月30日 ～4月10日	提示内容に対し、現行の運用実態に照らした構成の最適化を指示。導入経費の抑制を図る。	初期見積り価格の提示。 （機器価格税抜き 11億4,442万円） ※リース率及び保守料含まない
[4月中旬：状況の把握と価格変動の確認]		
4月13日 ～4月17日	他事業者へのアンケート調査および他市（2市）への状況照会を実施。 ⇒他事業者・他市においても「納期8ヶ月以上」「価格の大幅高騰」という共通の事象を確認。	
4月15日		今後の価格変動シミュレーションを提示。（サーバ関連：14日ごとに約22%上昇 ストレージ：14日ごとに約11%上昇）※短期間で大幅な価格上昇の可能性が判明。
[4月下旬：構成の確定と緊急措置の実施]		
4月20日 ～4月23日	構成の精査を行い、安全性を確保しつつ機器導入経費を抑制した金額を確定。	市の見直しを反映した見積りを提出 ※有効期限は4月30日 （機器価格税抜き 9億500万円） ※リース率及び保守料含まない
4月27日	<u>補正予算の「専決処分」を実施。</u> 随意契約による新システム調達の決定	

4. 保守・運用体制の確保

新システムの構築にあたっては、障害発生時の体制や、バックアップ環境の冗長化を仕様で明記しました。万が一の機器トラブル時も、市民サービスを継続させるための安定した保守体制を担保しています。

5. 今後の納入管理体制

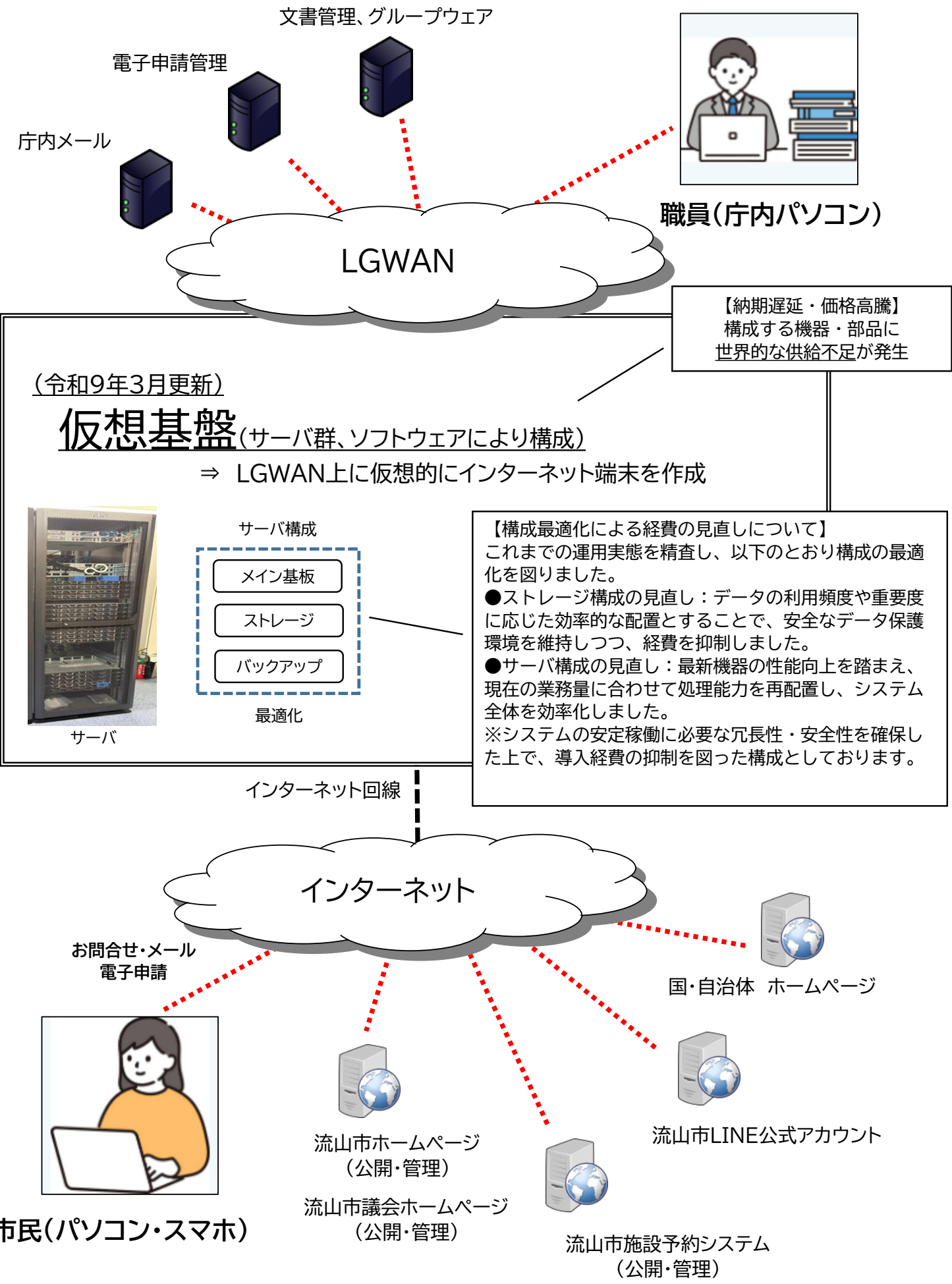
現在、世界的な半導体の供給不足が続いています。市といたしましては、事業者と緊密に連携し、機器の製造・納入状況を随時情報共有し、令和9年3月の稼働に向け、工程管理を行ってまいります。

時期	項目	内容
5月～12月	機器製造・納品	約8か月の期間を予定
1月	現地搬入・構築	機器設置及び基本環境構築
2月	データ移行・検証	運用移行・動作テスト (現サーバの保守期限は2月末日まで)
3月	新システム稼働	令和9年3月稼働開始

新システムを令和9年3月より確実に稼働させるため、現行システムの保守期限である2月末までの移行完了を最優先事項としております。

そのため、8ヶ月の調達期間を経たのち、令和9年1月からの短期間で集中的に構築・テストを行う工程といたしました。

この限られた期間での移行を確実に履行するため、事業者と緊密な連携を図り、徹底した工程管理を行ってまいります。



議案第32号

専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）

【市民税関係】

主 な 改 正 内 容		主 な 関 係 条 項
軽自動車税環境性能割の廃止について	軽自動車を取得した際に、車両の燃費性能・排出ガス性能に応じて課する「軽自動車税環境性能割」を令和8年3月31日をもって廃止とする。	第16条の3 第18条 第72条 第73条
住宅ローン控除の期間延長について	時限的な税制優遇制度である住宅ローン控除について、適用対象となる入居期限を、令和7年12月31日までから令和12年12月31日までに延長する。	附則第3条の3 附則第3条の3の2

【固定資産税関係】

主 な 改 正 内 容		主 な 関 係 条 項
固定資産税の免税点の引き上げについて	地方税法第351条の改正により、家屋に係る免税点が20万円から30万円に、償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられることに伴い、市税条例においても同様の改正を行うもの。	第51条

主 な 改 正 内 容		主 な 関 係 条 項
利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額について	バリアフリー法に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて同法に規定する基準に適合するバリアフリー工事が行われた家屋に係る固定資産税について、条例で定める割合に相当する額を減額する措置が講じられたことに伴い、当該割合を3分の1と定めるもの。	附則第5条の3第17項

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）

【都市計画税関係】

主 な 改 正 内 容		主 な 関 係 条 項
利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額について	バリアフリー法に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて同法に規定する基準に適合するバリアフリー工事が行われた家屋に係る都市計画税について、条例で定める割合に相当する額を減額する措置が講じられたことに伴い、当該割合を3分の1と定めるもの。	附則第4項

流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。）に基づき、流山市長選挙及び流山市議会議員選挙において、投票所及び期日前投票所に設置する電磁的記録式投票機（タブレット型端末。以下「電子投票機」という。）の画面に表示された候補者の氏名等を選択することにより投票する電磁的記録式投票（以下「電子投票」という。）を実施するための条例を制定しようとするもの。

1 制定の背景

電磁記録投票法が平成14年に施行され、地方公共団体が条例で定めるところにより、その地方公共団体の議員及び長の選挙において電子投票を行うことが可能となり、平成28年までに10自治体の計25回の選挙で電子投票が実施された。

しかし、当時は電子投票機が専用機である必要があり事業者の参入障壁となっていたほか、ネットワーク障害等の懸念から実施自治体が減少し、事業者も撤退したことで電子投票が実施されていない期間があった。

その後、総務省の定める「電子投票システムに関する技術的条件」が令和2年に改定され、電子投票機に汎用タブレットを活用することが認められたことで新たな事業者が参入し、ネットワークに接続しないスタンドアローン型端末を使用することで通信障害等の懸念が解消されたことなどから、令和6年12月に大阪府四条畷市で8年ぶりに電子投票が実施された。これを契機として、令和8年3月に宮崎県新富町でも電子投票が実施されたほか、複数の自治体で条例が制定され電子投票が実施される見込みとなるなど、全国的に関心が高まっている。※

電子投票には、疑問票が生じず、無効票や按分票が解消されることにより投票した選挙人の意思を正確に反映することができるなど、多くのメリットがあることに加え、先行自治体で問題なく実施されたことで技術的な信頼性・安全性が実証され、実際に投票した選挙人からも好意的に受け入れられたこと、技術的な進歩で導入経費が下がり、特別交付税措置の限度額が引上げられたことなど、電子投票を導入する条件が整ったことから、本市においても次期の統一地方選挙から電子投票を実施しようとするもの。

※電子投票導入自治体と流山市の人口及び選挙人名簿登録者数（令和8年3月現在）

	大阪府四条畷市	宮崎県新富町	香川県善通寺市	岐阜県美濃加茂市	福岡県粕屋町	千葉県流山市
実施時期	R6.12	R8.3	R9.4	R8.10	R8.8	R9.4
人口	53,180	15,435	29,482	56,789	48,417	215,891
選挙人名簿登録者数	45,321	13,598	24,984	42,536	38,467	170,725

善通寺市、美濃加茂市、粕屋町及び流山市の実施時期は現時点での予定

2 電子投票の主なメリット

- 候補者の氏名等を選択して投票するため、従来の投票用紙に自書する方法で発生していた、どの候補者に投票したか判別が困難な疑問票が生じず、無効票や按分票が解消される。
これにより投票した選挙人の意思を正確に反映することができる。
- 自書が困難な方であっても、電子投票機の画面にタッチペン等で触れるだけで容易に投票することができる。
- 記録媒体を集計用PCで読み込むことで、迅速かつ確実に開票作業を行うことができ、作業時間が大幅に短縮され、市民に選挙結果を迅速に伝えることができる。
- このほか、選挙事務の省力化・省スペース化・ペーパーレス化、人的ミスのリスク低減、開票に従事する職員の働き方改革や開票立会人の負担軽減などにもつながる。

3 電子投票の対象となる選挙

流山市長選挙及び流山市議会議員選挙（補欠選挙等を含む）

なお、都道府県の選挙については、電子投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち、当該都道府県の条例で定めるものの区域内の投票区に限り電子投票を行うことができる。千葉県には、県の選挙の流山市選挙区において電子投票を行う旨の県条例の制定について、要望書を提出している。

4 電子投票の対象となる投票

投票所及び期日前投票所における投票（点字投票、不在者投票及び仮投票を除く）
点字投票、不在者投票及び仮投票はこれまでどおり投票用紙による投票となる。

5 電子投票における投票及び開票の手順

- （１）指定された投票所又は期日前投票所で本人確認及び選挙人名簿と対照
- （２）案内係がロックを解除し、選挙人が電子投票機を用いて投票
- （３）電子投票機から投票を記録した電磁的記録媒体を取り出し、開票所へ送致
- （４）開票所において記録媒体を集計用PCで読み込み、候補者ごとの得票数を集計
- （５）不在者投票等の投票用紙による投票の結果とあわせて選挙結果を選挙長に報告
- （６）記録媒体は他の関係書類とあわせて、選挙管理委員会で任期中保存

6 電子投票機の指定及び画面の表示方法

電子投票機には、総務省の定める「電子投票システムに関する技術的条件」について総務省が委託する検査機関において適合確認を受けたものを使用することで、技術的な信頼性及び安全性が確保されている。

電子投票機に表示する候補者の氏名及び党派別の表示方法は、画面表示の例のとおり。

なお、複数の候補者の氏名等を画面に表示させる場合は、くじで定める氏名等掲示の順に表示する。

【電子投票機の画面表示の例】

○ 1 画面に全候補者を表示する方法（候補者が少数の場合）

候補者選択画面

開始 終了

横中市長選挙

投票する候補者を選んでください

無所属
いしだ こうすけ
石田 幸助

▲▲▲党
かとう たかし
加藤 たかし

無所属
ちば まさる
千葉 まさる

●●●●党
なやま まさよ
なやま 雅代

無所属
つの こうさく
津野 こうさく

×××××党
よこた しんじ
横田 しんじ

投票確認画面

開始 終了

横中市長選挙
この候補者に投票しますか？

無所属
いしだ こうすけ
石田 幸助

[投票する] を押した後は、候補者を選び直すことはできません

← 選び直す

投票する

○ 候補者の頭文字から検索して表示する方法（候補者が多数の場合）

※投票所記載台には候補者の氏名等の一覧を掲示する。

頭文字選択画面

開始 終了

横中市長選挙

投票する候補者の【頭文字】を選んでください

わ ら や ら は な た さ か あ

り り ひ に ち し き い

を る ゆ る ふ ぬ つ す く う

れ れ へ ね て せ け え

ん ろ よ ろ ほ の と そ こ お

投票確認画面へ

候補者選択画面

開始 終了

横中市長選挙

投票する候補者を選んでください

無所属
きしま はやと
木島 はやと

●●●●党
きたむら みやび
きたむら みやび

き 頭文字選択に戻る

7 代理投票制度及び操作補助制度

電磁記録投票法では、手や目が不自由などで自ら操作して投票できない方への代理投票制度に加え、操作方法がわからない方などに操作方法を助言する操作補助制度が規定されている。立会人の意見を聴き投票管理者が選任した職員2名が補助者としてつき、投票の秘密を守りつつ、選挙人の投票を適正に支援する。

8 施行及び適用

公布の日から施行し、令和9年4月1日以後告示される流山市長及び流山市議会議員の選挙から適用する。

財産の取得について(高規格救急自動車購入)

1 概要

高規格救急自動車は、「流山市の消防車両等更新基準」において耐用年数8年又は走行距離12万キロメートルで更新整備を図っていくものとしており、北救急2が令和2年2月、北救急1が同年10月に初年度登録した車両の更新整備をします。

今回購入する救急車の救急資器材に関しては、令和7年度に更新した東・南消防署の救急車両とほぼ同様のものとなっている。一方車両側の装備としては、救急車両の防振ベッドが従来の空気式から磁器ダンパー方式へ変更された仕様となっており、傷病者に対する不要な振動を軽減するほか、振り子理論を用いたスイング架台を用いることで加速時や制動時における傷病者に与える頭部への負担を抑制することが可能な仕様としている。

2 主要諸元 更新予定車両

- ・車種 トヨタ救急車 “ハイメディック”
- ・排気量 2,700cc
- ・全長 5,600mm
- ・全幅 1,895mm
- ・全高 2,490mm
- ・ホイールベース 3,110mm
- ・エンジン出力 160PS
- ・駆動方式 4輪駆動
- ・ミッション型式 オートマチックトランスミッション
- ・乗車定員 7名



3 主要装備 (一部抜粋)

トヨタ防振ベッド



振動を吸収し傷病者への負担を軽減する装置

心臓マッサージシステム



自動的に胸骨圧迫を行う装置

除細動器



不整脈を起こしている心臓に電氣的刺激を与え、正常な動きに戻す装置